

令和5年4月第131回内子町議会臨時会会議録

- 招集年月日 令和5年 4月 13日 (木)
○開会年月日 令和5年 4月 13日 (木)
○招集場所 内子町議会議事堂
-

○出席議員 (14名)

1番	城戸	司君	2番	塩川	まゆみ君
3番	関根	律之君	4番	向井	一富君
5番	久保	美博君	6番	森永	和夫君
7番	菊地	幸雄君	8番	泉	浩壽君
9番	大木	雄君	10番	山本	徹君
12番	下野	安彦君	13番	林	博君
14番	山崎	正史君	15番	寺岡	保君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	税務課長	大竹浩一君
保健福祉課長	久保宮賢次君	学校教育課長	亀岡秀俊君
こども支援課長	山本勝利君	建設デザイン課長	谷岡祐二君
内子町保健センター所長	上石由起恵君	環境政策室長	高嶋由久子君
政策調整班長	二宮大昌君	危機管理班長	宮田哲郎君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 前野良二君 書記 本田紳太郎君

○議事日程 (第5号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
自 令和5年4月13日
至 令和5年4月13日
日程第 3 議員辞職の報告
日程第 4 招集あいさつ
日程第 5 報告第 1号 内子町国民保護計画の改訂について

- 日程第 6 議認第 1号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議認第 2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議認第 3号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議認第 4号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第51号 内子町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第52号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第1号）について
-

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午後1時30分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（菊地幸雄君） ただ今から、令和5年4月第131回内子町議会臨時会を開会いたします。本臨時会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長及び各課長、班長等の11名であります。

この際、本会議に説明員として出席される新任の方を紹介いたします。二宮大昌政策調整班長を紹介いたします。

○政策調整班長（二宮大昌君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 二宮大昌政策調整班長。

○政策調整班長（二宮大昌君） この度の人事異動によりまして、総務課、政策調整班長を拝命することになりました。二宮大昌と申します。どうぞよろしく願います。

○議長（菊地幸雄君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番、久保美博議員、6番、森永和夫議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の

件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、去る4月7日開催の議会運営委員会において、本日1日限りとし、会議時間は議事終了時までとしております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日1日限りとし、閉会の時刻は議事終了時とすることに決定しました。なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程第5号の通りであります。

日程第 3 議員辞職の報告

○議長（菊地幸雄） 「日程第3 議員辞職の報告」を行います。閉会中の3月23日、才野俊夫議員から辞職願の提出があり、地方自治法第126条の規定により、議長において3月31日に議員辞職を許可することを、同日、本人へ通知いたしましたので報告いたします。

日程第 4 招集あいさつ

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 招集あいさつ」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第131回令和5年4月内子町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず、2月に酒気帯び運転で現行犯逮捕された町職員の処分について、3月24日付で懲戒免職処分といたしましたことをご報告申し上げます。今後は、飲酒状況の確認の厳格化や交通安全研修などを通して、職員の意識改革と抑止力を徹底し、再発防止に全力を挙げて努めて参ります。

また、3月の住民票の誤送付に続いて、4月には通信機器の誤操作により、個人情報が見え隠れする事件が発生しました。いずれも決してあってはならないことであり、町長として非常に重く受けとめております。町民の皆様をはじめ、議会、各関係機関の皆様にも多大のご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心から深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今回の一連の事件は、単なる事務処理誤りや機器の操作ミスといった単純なことではなく、個人情報を取り扱う上の根本的な部分において意識の欠如があったと考えております。今後、二度とこのようなことが起きないように、職員一人ひとりが初心に返り、個人情報の適正な管理と制度の運用に努めるとともに、外部有識者のご指導もいただきながら、内部統制のさらなる充実と実効性を確保し、町民の信頼感回復に努めて参る所存でございます。

さて、里山に花々が美しく咲き誇る季節となりました。本来であれば、町内各地で桜まつ

り等が開催されたと思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送ったところもあったと聞きしています。思い返しますと、新型コロナウイルス感染症に翻弄され続けた3年間でした。政府は、5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることを決定しました。「5類」になることで、社会活動などへの制限措置が緩和されることとなりますので、これからはウィズコロナでコロナ禍前の暮らしを取り戻すことができるものと期待しているところであります。

また、4月は行政にとりましても新しい年度の始まりです。昨年度は、再任用職員も含め17名の職員が退職しました。4月からは新たに12名の職員を採用しています。さらに、今年度も愛媛県との職員相互交流事業により、愛媛県企画振興に職員を1名出向させ、愛媛県からも農林振興課へ1名の職員を受け入れました。それぞれの職場で万全を期して、町民の皆さんの期待に応えていきたいと思っております。

ところで、若者の県外流出や出生率の低下、高齢化の進展に伴う人口減少が社会的な問題となる中、愛媛県と県内20市町が協働し、オール愛媛で人口減少対策に取り組もうと令和5年2月15日に「愛媛県・市町人口減少対策協働宣言」を行いました。さらに、愛媛県は結婚や妊娠・出産を希望する人がその望みを叶えられ、安心して子育てができる環境を整備し、少子化対策の推進を図ることを目的とした「えひめ人口減少対策総合交付金」を創設しました。市町が地域の実情に応じた少子化対策を積極的に展開することに対して支援を受けるもので、後程ご説明申し上げますが、「えひめ人口減少対策総合交付金」を活用した事業予算も提案させていただいています。今後も引き続き、少子化対策、人口減少対策に取り組んでいきたいと考えています。

さて、本臨時会に町長として提出いたします案件は、報告1件、議認4件、条例の制定1件、補正予算1件の合計7件でございます。詳細につきましては、後程ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶いたします。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、招集あいさつを終わります。

日程第5 報告第1号 内子町国民保護計画の改定について

○議長（菊地幸雄君） これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第5、「報告第1号 内子町国民保護計画の改定について」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第1号 内子町国民保護計画の改定」につきましては、国民の保護に関する基本指針等の変更に伴う改定について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項及び第8項の規定により報告するものでご

ございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「報告第1号 内子町国民保護計画の改定について」ご説明申し上げます。議案書1-1ページをお開きください。本件は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定に基づき改定した計画について、同条第6項及び第8項により報告するものでございます。議案説明資料4の1ページに「内子町国民保護計画の改定について」としまして、その概要を、また議案書に改訂版の国民保護計画を掲載してございます。説明につきましては、説明資料に基づきまして行います。国民保護計画につきましては、国民保護法35条の規定に基づき、関係法令が示します、また国が示します「国民の保護に関する基本指針」、また「愛媛県国民保護計画」を踏まえ、武力攻撃事態等における住民の生命、身体及び財産を保護する町の責務を念頭に、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平成19年3月に策定をいたしました。

しかしながら、昨今の世界情勢を見渡しますと、ミサイル発射など、武力攻撃をはじめとした事態への危機意識が高まっております。また、現在においては、Jアラート、エムネットなど、全国瞬時一斉通報システムが整備・運用されており、迅速な避難情報の伝達に大きな役割を持つようになって参りました。さらには、内子町地域防災計画に、原子力災害対策編を追加しており、自然災害だけでなく原子力関連施設が武力攻撃にさらされる事態に備える必要がございます。こうした状況を踏まえ、自治体が国民保護計画を策定、あるいは改正する際の指針として国が示します「国民の保護に関する基本指針」また「愛媛県国民保護計画」が改定されていることから、今回、内子町国民保護計画の改定を行ったものでございます。

次に、2の主な改正点でございますけれども、先程ご説明いたしました自然災害だけでなく、原子力関連施設が武力攻撃にさらされる事態に備える必要があることから、町の社会的地理的特徴の中に「原子力発電所」について追記をしております。2つ目に、避難住民の誘導等において、ゲリラや特殊部隊、また、核・生物剤・化学剤などによる攻撃、さらには弾道ミサイルによる攻撃や航空攻撃など、武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項を追記いたしました。3つ目には、武力攻撃災害への対処の中に「武力攻撃原子力災害による災害への対処」等について追記をいたしております。4つ目には、情報や警報の伝達手段として、総務省消防庁の全国瞬時警報システム、いわゆるJアラート。また、内閣の緊急情報ネットワークシステム、いわゆるEm-net。それから、消防庁の安否情報システム、これらのデジタル情報システムを活用することを追記いたしております。

その他、字句の訂正、データの時点修正、組織名等の変更などを随時行っております。個々の改定の内容につきましては、計画の本文をご参照いただきたいと思いますので、よろしく

お願いいたします。今回改訂いたしました本計画に基づき、訓練や啓発活動、備蓄や連携体制の構築など、諸々の備えを充実させ、有事の際には的確な町民の保護措置に繋げて参ります。

以上、「報告第1号 内子町国民保護計画の改定について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告の通り、受理することとします。

日程第6 議認第1号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 議認第1号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第1号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めること」につきましては、令和5年4月1日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹税務課長。

〔大竹浩一税務課長登壇〕

○税務課長（大竹浩一君） はい。それでは「議認第1号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」ご説明申し上げます。議案書1の2ページをお願いいたします。令和5年度の税制改正に関連し、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日に施行されました。内子町税条例の一部改正を4月1日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をさせていただきました。同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。専決処分につきましては、次の3ページとなっております。改正条文は、4ページから11ページまでとなっております。次に、新旧対照表は議案説明資料4の2ページから17ページまでとなっております。

それでは、専決処分いたしました条例改正につきまして、概要を説明させていただきます。

議案説明資料4の18ページをご覧ください。主な改正点は、住民税、固定資産税、軽自動車税の3税目となります。一つ目は、住民税関係の「森林環境税の導入に伴う改正」で、「森林環境税」は令和6年度から年額1,000円を個人住民税均等割と併せて賦課徴収するため、賦課徴収の方法や納税通知書への記載すべき納付額に「森林環境税」を追加することなどが盛り込まれている改正内容となっております。

「森林環境税」は森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、国内に住所を有する個人に対して課する国税となり、その全額を「森林環境譲与税」の財源に充てられます。参考ではございますが、愛媛県では「愛媛県森林環境税」を森林環境の保全及び森林と共存する文化の創造に関する施策を推進するため、平成17年度より、個人にあっては年額700円を県民税均等割に上乗せして納めていただいております。この措置は令和6年度までとなっており、現時点、令和6年度においては、国税と県税の森林環境税、併せて1,700円が徴収されることとなります。

2つ目は「固定資産税」で「先端設備導入計画に係る固定資産税の特例について」で、「先端設備導入計画」とは、町内に所在する中小事業者が、労働生産性を向上させるために必要な生産、販売活動等の用に直接供せられる計画を言います。認定を受けた中小事業者は、新規取得の設備投資に対する固定資産税の減免を3年間受けられます。令和5年度税制改正により、この特例制度を適用している地方税法附則第64条が、令和4年度末をもって廃止され、新たな特例制度として、中小事業者の前向きな投資や賃上げを後押しするため、令和5年度から6年度までの2年間に計画の認定を受けたものは、固定資産税の減免を3年から5年の期間、2分の1から3分の1の特例率に変更される内容となっております。

3つ目は、「軽自動車税」関係で、「道路交通法の一部を改正する法律」により、原動機付自転車から区分して新たに定義された「特定小型原動機付自転車」、いわゆる電動キックボード、出力0.6kW以下のものを言いますが、それに係る税率を2,000円とし、この区分は令和5年4月1日から適用となり、この特定小型原動機付自転車（電動キックボード）に関する新たな交通ルールが、令和5年7月1日から適用されるようになります。

次に、19ページをご覧ください。軽自動車税の種別割の「グリーン化特例」の見直しについてですが、「グリーン化特例」とは、一定の環境性能を満たす車両について取得した翌年度の種別割の税率を軽減する制度で、営業用乗用車のみ、電気自動車等を取得した場合における現行の軽減措置等について、適用期限を3年延長します。軽減措置内容につきましては、表に示している通りとなっており、お目直しをお願いいたします。

最後に参考とはなりますが、「環境性能割」の税率区分の見直しについてで、「環境性能割」とは、自動車を購入したタイミングで車両本体費用と同時に支払う税金で、燃費基準により1から3%を課税されます。令和4年度末は見直しの時期に当たりますが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置かれる内容となっております。

19ページ右側から20ページにかけては、改正概要を表にまとめたものになっており、

ご参考いただければと思います。

以上で「内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○6番（森永和夫） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。今の説明の中で、軽自動車税の種別割の「グリーン化特例」の見直しのところなんですけども、4段目、軽課措置等についての軽課というのは、この軽課というのはどういう意味なんですか。私が思うのは、ちょっと字が違うと思うんですが、これでよろしいのでしょうか。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹税務課長。

○税務課長（大竹浩一君） 軽減される方の軽課措置ということでございます。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議認1号」の採決を行います。本案を原案の通り承認することに、賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。従って、本案は原案の通り承認することに決定しました。

日程第7号 議認第2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「日程第7号 議認第2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めること」につきましては、令和5年4月1日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定

により、町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹税務課長。

〔大竹浩一税務課長登壇〕

○税務課長（大竹浩一君） それでは、「議認第2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」ご説明申し上げます。議案書1の12ページをお願いいたします。令和5年度税制改正に関連し、地方税法施行令が3月31日に公布され、4月1日に施行されました。内子町国民健康保険税条例の一部改正を4月1日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をさせていただきました。同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。専決処分につきましては、次の13ページとなっております。改正条文は、次の14ページとなっております。次に、新旧対照表は議案説明資料4の21ページから24ページまでとなっております。

それでは、専決処分いたしました条例改正の概要につきまして資料にて説明させていただきますので、議案説明資料4の25ページ、資料1をご覧ください。今回、2点の改正内容となっております、まず1点目は、「課税限度額の引上げ」で課税限度額については、令和4年度改正において3万円引き上げられ、102万円とされたところですが、今回の改正においても、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金賦課金の限度額を20万円から22万円に引き上げ、限度額を104万円とするものです。

これまで被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、課税限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げているところで、この割合は0.5%から1.5%となるよう法定されているもので、今回改正をしなかった場合に、「後期高齢者支援金賦課金の超過世帯割合が2%を超え、令和4年度と比較して大幅に増加」することとなり、基礎課税分、後期高齢者支援金賦課分、介護納付金賦課分のばらつきも拡大することから引上げを行うもので、今回の改正により超過世帯の割合を抑制することができます。資料右下の表の試算の通りとなっております。

2つ目は、「軽減判定所得の見直し」で、次の26ページの資料2をご覧ください。内子町の国民健康保険税は応益割合、いわゆる均等割と世帯割、それと応能割合、いわゆる所得割と資産割の合計額によって課税されており、保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、その所得に応じ、応益割に係る保険税を原則として、7割・5割・2割、軽減することとしております。この低所得世帯に対する軽減措置について、今回、経済動向等を踏まえ、5割軽減・2割軽減基準の軽減世帯判定について、当該軽減を現在受けている世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き軽減

を受けることができるよう改正を行うものでございます。

具体的には、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、「5割軽減」は「28万5,000円」から「29万円」に、「2割軽減」は「52万円」から「53万5,000円」に引き上げるものです。

以上で、「内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

これより「議認第2号」の採決を行います。本案を、原案の通り承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。従って、本案は原案の通り承認することに決定しました。

日程第8 議認第3号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 日程第8、「議認第3号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第3号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めること」につきましては、令和5年4月1日に施行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、保健福祉課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） それでは、「議認第3号 内子町介護保険条例の一部を

改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。議案書1-15ページをご覧ください。内子町では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険第1号被保険者の保険料について、令和2年度から令和4年度の介護保険料について国の財政支援を受け、減免を行っておりますが、国は新型コロナウイルス感染症について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる「感染症法」において、5月8日から5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、減免措置に対する財政支援を令和4年度までで終了することとされました。ただし、令和4年度末に資格を取得したことなどにより、令和5年4月以降の期間に普通徴収の納期限が到来するものの減免を行った場合は、令和5年度の特別調整交付金で財政支援をする予定であるとされたことに伴い、内子町においても介護保険条例の一部を改正する条例について、令和4年度以前の年度分の保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免について適用させるため、令和5年4月1日から施行する必要がございましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をさせていただきました。よって、同条第3項の規定によりましてこれをご報告し、承認を求めますのでございます。

改正内容につきましては、次の17ページの通りでございますので、ご覧いただければと思います。その詳細につきましては、説明資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。議案説明資料4の27ページをご覧ください。附則第13条において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について、「令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料の減免」について規定されていたものを、「除く。」の後に、「令和4年度以前の年度分の保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加え、令和4年度以前の年度分の保険料で、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものについても減免できるようにするものでございます。

枠外、附則において、「この条例は令和5年4月1日から施行する。」とし、4月1日以降の納期限となる令和4年度以前の年度分の保険料について減免ができるようにするものでございます。

以上、「議認第3号 内子町介護保険条例の一部改正について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

これより「議認第3号」の採決を行います。本案を原案の通り承認することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。従って本案は原案の通り承認することに決定しました。

日程第9 議認第4号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 日程第9、「議認第4号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「議認第4号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第9号）」につきましては、期日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては副町長に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

[山岡敦副町長登壇]

○副町長（山岡敦君） 「議認第4号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めること」につきまして、ご説明を申し上げます。議案書1の18ページをお願いいたします。本予算につきましては、期日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。

20ページをお開きください。「令和4年度内子町一般会計補正予算（第9号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2億4,205万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億4,355万1,000円と定めるものでございます。前年度の最終予算と比較して、6億1,181万3,000円の減、率にして、5.2%の減でございます。

25ページをお開きください。第2条では、繰越明許費の補正を行っております。8款土木費4項都市計画費の都市計画総務費でございます。住宅耐震等事業146万円を令和5年度に繰り越して実施するために、繰越明許費として追加をするものでございます。

26ページをお願いいたします。第3表では、債務負担行為を補正しております。総合行政情報システム（印刷機器）整備事業につきまして、令和5年度から令和8年度の期間において、限度額を1,969万6,000円としておりましたが、入札の結果、1,806万円に変更するものです。

27ページをお願いします。第4表では、地方債の限度額を補正しております。緊急防災・減災事業債を1,000万円から720万円。緊急自然災害防止対策事業債を3,300万円から3,190万円に、28ページをお願いします。学校教育施設等整備事業債を4,180万円から4,120万円に、災害復旧事業債を7,860万円から7,710万円にそれぞれ補正をしております。

31ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳出の表中、右の欄に補正額の財源内訳を示しております。地方債を600万円減額、その他特定財源を1,696万8,000円増額、一般財源を2億3,108万6,000円増額いたしております。

次に補正予算の内容についてご説明をいたします。まず、歳入につきましては、譲与税など交付金の額の確定による既決予算の調整が主な内容となっております。

33ページをお開きください。上段です。5款1項1目地方消費税交付金でございます。2,780万6,000円の増額補正を行っております。うち、社会保障財源分については、「地方消費税の引き上げによる地方消費税収は、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費に充てるもの」とされており、今回2,036万8,000円の増額補正を行うとともに、社会保障の財源に充当いたしております。

次に、最下段の10款1項1目地方交付税でございます。特別交付税の額の確定により、2億402万3,000円の増額補正を行っております。令和4年度の特別交付税は、5億1,402万3,000円で、対前年度比1,859万2,000円の減額、率にして3.5%の減でございました。

34ページをお願いします。中段です。18款1項1目基金繰入金につきましては、総額2,038万1,000円の減額補正を行っております。その内訳につきましては、財政調整基金繰入金1,698万1,000円の減、地域振興基金繰入金340万円の減額でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。歳出予算の補正につきましては、地方消費税交付金の増額に伴う財源補正のほか、37ページをお開きください。下段でございます。13款1項1目基金費といたしまして、特別交付税等の交付金の増の確定に伴い、財政調整基金積立金205万4,000円、公共施設整備基金積立金1億円、地域振興基金積立金1億4,000万円の増額補正を行っております。

以上、「議認第4号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議認第4号」の採決を行います。本案を原案の通り承認することに、賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。従って、本案は原案の通り承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。午後2時30分から再開します。

午後 2時 20分 休憩

午後 2時 30分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第10 議案第51号 内子町長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10 議案第51号 内子町長等の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第51号 内子町長等の給与の特例に関する条例の制定」につきましては、職員が酒気帯び運転で逮捕された不祥事を受け、町政に対する町民の皆様の信用、また町職員に対する信頼の失墜など、社会に与えた責任を重く受け止め、特例条例を制定し、町長及び副町長の給料を減額するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第51号 内子町長等の給与の特例に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。議案書1の39ページをお開きください。本案につきましては、2月27日、酒気帯び運転で職員が現行犯逮捕されました事件を受け、町政に対する町民の皆様の信用、また町職員に対する信頼の失墜など、社会に与えた責任を重く受け止め、その不祥事に対する管理監督責任として、町長及び副町長の給料を減額するも

のでございます。

40ページをお願いいたします。こちらに条例案を掲載させていただいております。内容につきましては、5月、6月の2か月間の給料を、町長については100分の20、副町長については100分の10に相当する額を減じた額とするものでございます。なお、減少する額は、2か月間で町長が29万9,200円、副町長が12万1,000円でございます。また、6月期末手当にも反映することから、期末手当分の減額が、町長が28万3,866円、副町長が11万4,799円でございます。

以上、「議案第51号 内子町長等の給与の特例に関する条例の制定について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、討論を終結します。

「議案第51号」の採決を行います。本案を原案の通り決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。従って、本案は原案の通り可決することに決定しました。

日程第11 議案第52号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第11 議案第52号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第52号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。議案書3、補正予算関係をお手元にご用意ください。1ページをお開きください。令和5年度内子町一般会計補正予算（第1号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ9,714万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を100億714万8,000円と定めるものでございます。

6ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書です。表中右側、一般会計補正予算（第1号）の財源を示していますが、国県支出金8,346万円の増額、一般財源1,368万8,000円の増額となっております。今回の補正につきましては、アルコール検知器購入112万3,000円、人口減少対策事業1,506万5,000円、新型コ

コロナウイルス感染症ワクチン接種事業5,676万円、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業2,420万円の4事業において予算計上を行っております。

まず、人口減少対策事業でございます。愛媛県は、若者の県外流出や出生率低下、高齢化の進展に伴う人口減少が問題となる中、人口減少のスピードを緩め、長期的かつ安定的な発展を図るための総合的な戦略を策定し、その方針を踏まえた施策展開を推進するため、令和5年2月15日「愛媛県・市町人口減少対策協働宣言」を行いました。そして、当初予算において「えひめ人口減少対策総合交付金」を創設して、結婚、妊娠・出産、産後ケア、子育て支援に関する支援を抜本的に拡充し、地域の実情に応じた少子化対策を積極的に展開することとしました。このことを受け、経済的理由で出産を諦めることがないよう、出産後に要する経費の一部を助成し、子どもを持ちたい夫婦を支援する「若年出産世帯応援事業」に300万円。多子世帯の子育てしやすい住環境づくりを支援するため、第二子以降を出産した世帯のリフォームまたは引っ越しに要する経費の一部を助成し経済的支援を行う「多子世帯リフォーム等支援事業」に160万円。保育士の一層の確保を図るため、県外からの保育士の移住を促進する「U I J ターン保育士支援事業」に40万円をそれぞれ計上しております。そのほか、町独自の事業として、町内小・中学校の修学旅行における保護者負担の軽減を図る「修学旅行費保護者負担補助事業」に1,006万5,000円を計上しております。

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業でございます。新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、5月8日より季節性インフルエンザと同等の「5類」へと見直されますが、令和5年度は、現行の特例臨時接種の実施期間を延長することにより、自己負担なしで接種を継続いたします。そのための予算として、5,676万円を予算計上しており、全額国庫負担金及び補助金で対応する予定です。

最後に、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業でございます。内子町は、再エネの最大限導入と地域経済活性の両方を目指し、再エネ導入の目標値などを掲げた脱炭素戦略を策定しています。本戦略における施策のひとつとして、内子町の主要な観光動線の再エネ導入に着手し、観光分野のエネルギー転換を機に、地域経済活性化を図る目的として、「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」を実施します。この事業は、全額を資源エネルギー庁の補助を受けて実施するもので、2,420万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、「議案第52号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

これより「議案第52号」の採決を行います。本案を原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

以上をもちまして、この臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。従って、本日の会議を閉じます。ここで小野植町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。慎重に審議をしていただき、全議案お認めをいただきましたこと、心からお礼を申し上げたいと思います。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行して参ります。

先日の新聞報道等にありましたように、国は物価高騰等への対応としまして、2022年度予算予備費から、総額2兆2,226億円を支出すると閣議決定しました。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせた必要な支援をきめ細やかに実施できる「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金」を増額するとともに、低所得者世帯への支援のための「低所得支援枠」が措置されています。必要な支援策を検討し、今後説明させていただきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いたします。

春とはいえ、朝晩寒い日がありますので、議員の皆様にはご自愛いただき、引き続き町行政に対しまして、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 以上をもって、令和5年4月第131回内子町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 2時 45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第131回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 1	内子町国民保護計画の改訂について	R5. 4. 13	R5. 4. 13	受理
議認 1	内子町税条例の一部を改正する条例についての専決 処分の承認を求めることについて	R5. 4. 13	R5. 4. 13	承認
議認 2	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に ついての専決処分の承認を求めることについて	R5. 4. 13	R5. 4. 13	承認
議認 3	内子町介護保険条例の一部を改正する条例について の専決処分の承認を求めることについて	R5. 4. 13	R5. 4. 13	承認
議認 4	令和4年度内子町一般会計補正予算（第9号）の専決 処分の承認を求めることについて	R5. 4. 13	R5. 4. 13	承認
議案 5 1	内子町長等の給与の特例に関する条例の制定につい て	R5. 4. 13	R5. 4. 13	原案可決
議案 5 2	令和5年度内子町一般会計補正予算（第1号）につい て	R5. 4. 13	R5. 4. 13	原案可決